

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

① 事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設
- ・事業許可更新制度の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・**運航の可否判断**の客観性確保
- ・避難港の活用の徹底
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上

② 船員の資質の向上

- ・船長要件の創設
(事業用操縦免許の厳格化 (修了試験の創設等)、
初任教育訓練、乗船履歴)
- ・発航前検査の確実な実施 (ハッチカバーの閉鎖の確認を含む)

③ 船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から**携帯電話を除外**
- ・業務用無線設備等の導入促進
- ・**船首部の水密性の確保**
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ・**改良型救命いかだ等**の積付けの義務化・早期搭載促進

④ 監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた**徹底した意識改革**、**通報窓口**の設置、**抜き打ち・リモート**による監視の強化、**裏取り・フォロワーアップ**の徹底、**自動車監査等のノウハウ**吸収、**監査体制の強化**等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し
(**違反点数制度**、**船舶使用停止処分**の導入等)
- ・罰則の強化 (拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長 (2年→5年)

⑤ 船舶検査の実効性の向上

- ・国による**JCI (日本小型船舶検査機構) の検査方法**
の総点検・是正と監督の強化 (ハッチカバー等を含む)

⑥ 安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長 (2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度 (マーク等) の創設

⑦ 利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任**保険の限度額引上げ**
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し